

3. 関連する答申・方針・ガイドライン等

(1) 令和6年中央教育審議会答申（概要）

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について ～全ての子どもたちがよりよい教育の実現を目指す～（働きやすさ）と「働きがい」の両立に向けて～（答申）【概要】

令和6年8月 中央教育審議会

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

1. 我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、全国的に一定水準の教育を保障
- 知・徳・体・にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価
- PISA2022でも世界トップレベルの結果

これは、教師の
献身的な努力の成果

日本の学校教育は更なる高みを目指す

新たな学びの実現に向けて、教職の魅力向上し、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

- コロナ禍により、学校が子どもたちにとっての福祉的な役割も担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化
(例：GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化等)

2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

- 不登校 ➢ いじめ重大事態 ➢ 特別支援教育 ➢ 児童虐待 ➢ 外国人児童生徒 ➢ 子供の貧困 ➢ ヤングケアラー ➢ 家庭・地域の状況も大きく変化 など

※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の上限指針の策定
- 「3分制」に基づく学校・教師が担う業務の適正化
- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充 など

課題

- 依然として時間外在校等時間の長い教師が存在
- 教師不足も憂慮すべき状況
- 教師のメンタルヘルス対策も喫緊の課題

時間外在校等時間の減少

- 有給休暇の取得日数の増加 など

（平成28年度）

小学校	中学校	小学校	中学校
約59時間	約81時間	約41時間	約58時間

（令和4年度）

＜教師の時間外在校等時間の推移＞
（教員勤務実態調査より推計。教諭・月当たり）

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的状況
教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず研究と修養が求められる学びの高度専門職であり、教職生涯を通じて学び続けられるようにしていくことが必要
- チーム学校の考えの下、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成が必要

➡ 研修や学ぶ時間の十分な確保等によって自己の資質・能力等を高められるようにし、活き活きと子どもたちと接することができる環境の整備が必要

2. 教師を取り巻く環境整備の目的

- 教師の健康を守ることはもとより、教師の人間性や創造性を高め、高い専門性を発揮できるようにするとともに、知識・技能等を学び続けられる環境の整備
- 新たな学びの実現に向けて、教師の資質能力の向上や多様な人材の教育界内外からの確保により、質の高い教職員集団を実現
- 若手教師や教職志望の学生を引きつけるため、**抜本的に教職の魅力を上**

学校教育の質の向上を通じ、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性



第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には給特法が改正され、業務量の適切な管理等に関する指針を策定。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。

➡ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、小学校で約18時間、中学校で約23時間減少。 ※平成28年度から令和4年度の比較、推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。

- 一方、教育委員会や学校における取組状況の差が課題。解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類※に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

※学校・教師が担う業務に係る3分類

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、服務監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会などの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求めることが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールリーダー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保できるよう、担任外の教師も含め給食指導を輪番制にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の変形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用の教育委員会に対しても周知することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワークについて、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、導入を促進する必要がある。

第4章 学校の指導・運営体制の充実

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

(1) これまでの経緯

- 義務標準法では、勤務時間の半分を指導時数、残り半分は校務に充ててことを想定し、いわゆる「乗ずる数」(*)を設定。
- 平成29年、令和3年に義務標準法を改正（**少人数指導等のための教師の基礎定数化、小学校の学級編制の標準の35人への引下げ**）

(※) 学級数に応じて係数を設定。例えば、12学級の中学校には19人の教員（校長を除く。）の配置等。

(2) 持続可能な教職員指導体制の構築

＜持ち授業時数の軽減＞

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、**小学校中学年についても教科担任制を推進し**、専科指導のための定数改善が必要。

＜若手教師への支援＞

- **新卒教師は、学級担任ではなく教科担任**としたり、**持ち授業時数を軽減**したりする等の取組ができるよう、教科担任制の充実に向けた定数改善が必要。
- 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実する必要。
- 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が安心して産休や育休を取得することができるような体制整備が必要。

(3) 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をきめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「COCOLOプラン」の実現に向けた体制整備に向けて、**学びの多様な学校への教員配置の充実**や、不登校生徒への支援等に対応する**生徒指導担当教師の全中学校への配置**等が必要。
- **養護教諭や栄養教諭**の配置充実、**高等学校や特別支援学校**の指導・運営体制の充実の検討が必要。
- **35人学級**についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、**中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築**が必要。

(4) 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての**学校内外との連携・調整機能の充実**や、若手教師へのサポートのため、**「新たな職」の創設**が必要。
- **副校長・教頭の未配置校の解消**や複数配置基準の引下げの検討、**主幹教諭**の配置充実、**事務職員**の校務運営への参画と配置充実が必要。

2. 支援スタッフの配置の在り方等

- 学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、**支援スタッフの更なる配置充実**と、**次世代型「チーム学校」の実現**が必要。
- **教員業務支援員の安定的な確保**のための環境整備と一層の**連携・協働**に向けた**学校マネジメント**の推進、**副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実**が必要。
- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー**の配置充実や効果的な活用の推進、**部活動指導員**の配置充実が必要。
- 「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用しながら、**支援スタッフの着実な確保・配置、教師との連携・協働、役割分担**の推進が必要。

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充と併せ、**社会人の学校への参入促進**等により**多様な専門性を有する教職員集団の形成**が必要。
- 教職課程の活用等も通じた、**様々な強みや専門性を持った教師の養成・採用**や、**特別免許状、特別非常勤講師の積極的な活用**が必要。
- 多様な社会人等の参入促進に当たっては、**参入しやすくなる免許制度の検討**等が必要。
- 民間企業等の従業員が**任期付職員**として学校現場で勤務することも想定。**国は制度の周知・活用促進**を図るべき。
- **教職の魅力の広報・啓発**や現場ニーズの適切な発信等が必要。

第5章 教師の処遇改善

1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、現在ではわずかになっている状況。
- 諸外国においても、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした教師の処遇改善が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、人材確保法による処遇改善後の昭和55年の一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保することが必要。
- 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職。
- 教師が、専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められる。
 - ・教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、日々変化する目的の子供たちへの臨機応変な対応が必要。
 - ・どのような業務をどのようどの程度まで行うか、教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大きい。
 - ・教師の職務は、教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており、正確な峻別は極めて困難。授業準備や教材研究等が、どこまでが職務なのか、精微に切り分けることは困難。
- = 一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない。

- ➡ 教師の職務等の特殊性を踏まえ、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有する。
- 県費負担教職員制度の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しないと考えられる。

➡ PDCAサイクルを通じた働き方改革を推進し、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みの検討や、学校の指導・運営体制の充実により、時間外在職等時間の縮減を目指すことが適当。管理職は、教師の時間外在職等時間の適切な把握が必要。

- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大きいことから、超勤4項目に別の業務を追加することは適さない。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築が必要。また、人事評価の適正な実施・活用が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要（6級制の実現）。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、学級担任の教師について、義務教育等教員特別手当の額を加算する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、管理職による適切な学校運営が重要であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、管理職手当等の改善が必要。

第6章 教師を取り巻き環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻き環境整備の進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップし、機動的に取組みの見直しを図ることが重要。
- 次期学習指導要領における標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方等については、今後の専門的検討を踏まえ、改革されることを期待。

(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概 要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】

(3) 山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

県教育委員会では、令和2年3月に「山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教育職員の時間外在校等時間の上限等について次のとおり定めている。

① 「勤務時間」の考え方

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、山梨県教育委員会が管理する対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として山梨県教育委員会が外形的に把握する時間
- ロ 山梨県教育委員会が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ニ 休憩時間

② 上限時間の原則

山梨県教育委員会は、山梨県立学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の
1箇月の合計時間 45 時間
- ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の
1年間の合計時間 360 時間

③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、②の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- イ 1箇月時間外在校等時間 100 時間未満

- 1年間時間外在校等時間 720 時間
- ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月
- ニ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間80時間

また、留意すべき事項について、次のとおり定めている。

④ 上限時間について

校長等の学校の管理職及び教育職員並びに山梨県教育委員会等の関係者は、この方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならない。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

⑤ 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

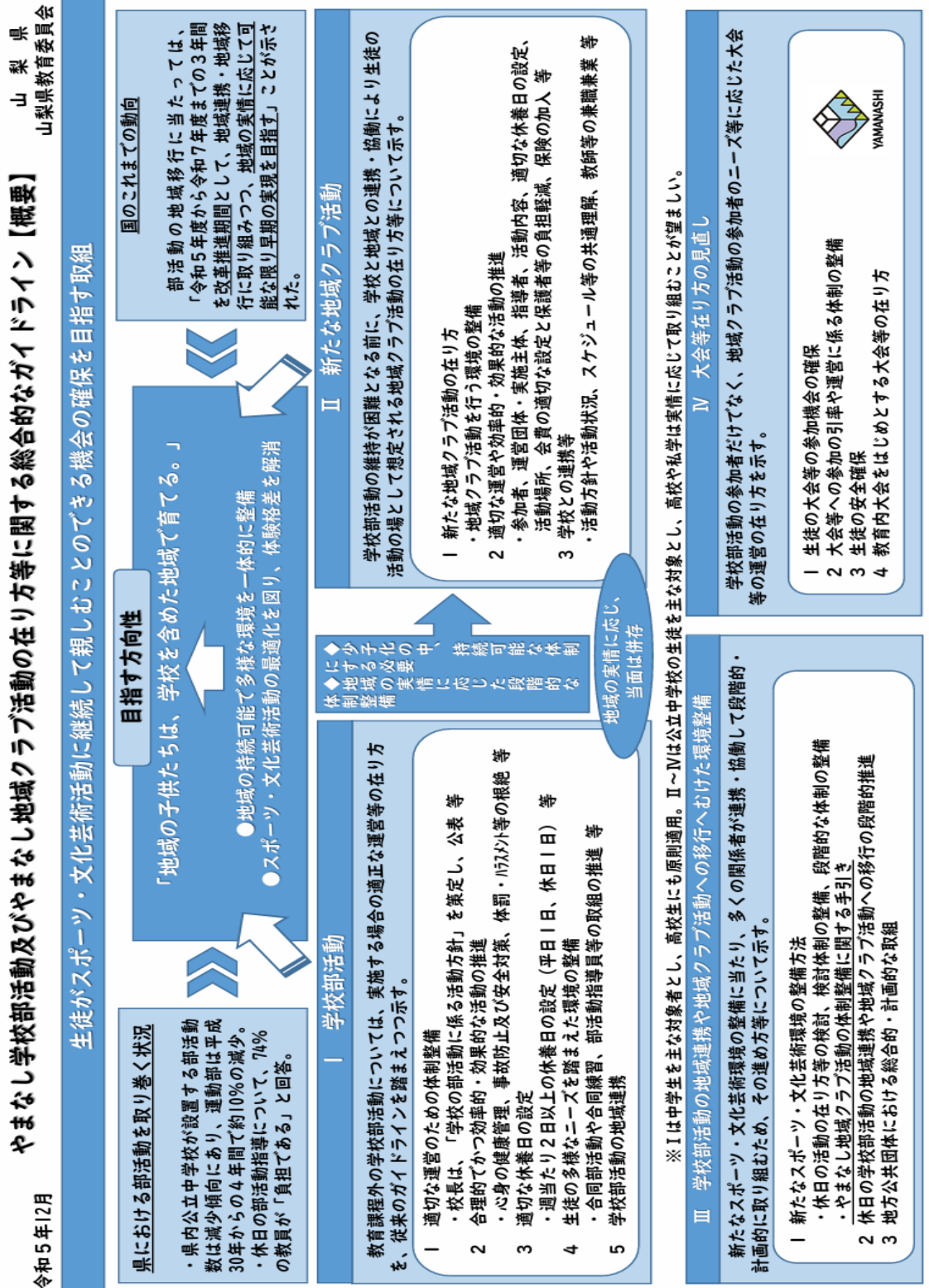
⑥ 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

県教育委員会では、この上限方針に基づき、サービスを監督する県立学校の教育職員について、業務量の適切な管理と健康、福祉の確保を図るために必要な措置を講じていく。

(4) やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（概要）

山梨県教育委員会では、休日における地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を着実に推進するために、「地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備すること」及び「スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消すること」を目指して、令和5年12月に「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。



(5) 学校・教師が担う業務に係る3分類

学校・教師が担う業務に係る3分類

- 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申^(※)で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動 (部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(第213号)(平成31年1月25日)

- この度、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会として、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」を取りまとめ。

教師が授業などの本来の業務に専念できるようにするために、これまで学校・教師が担ってきた14の業務を仕分けし、優先順位をつけて負担軽減を図っていく。

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ① 登下校に関する対応
- ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
- ④ 地域ボランティアとの連絡調整

※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】

- ⑤ 調査・統計等への回答等(事務職員等)
- ⑥ 児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等)
- ⑦ 校内清掃(輪番、地域ボランティア等)
- ⑧ 部活動(部活動指導員等)

※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。

【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】

- ⑨ 給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
- ⑩ 授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
- ⑪ 学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
- ⑫ 学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
- ⑬ 進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）
- ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

【例】○調査・統計等への回答等

調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、複数調査の一元化、首長部局や民間団体等が実施する調査について学校負担を軽減する周知方法等の要請・精選等

○部活動

採用や人事配置等において部活動指導力は付随的な位置づけであることの留意、学校に設置する部活動の数の適正化、複数学校による合同部活動や地域クラブ等との連携の推進、将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることの検討 等

○給食時の対応

学級担任と栄養教諭の連携、複数学年の一斉給食等の工夫、アレルギー対応の事故防止を最優先とした複雑でない対応 等

《参照》

文部科学省通知 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」
（平成31年3月18日付）

4. 参考資料（令和7年3月14日確認）

（1）文部科学省

①「学校における働き方改革について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/index.htm

②「全国の学校における働き方改革～取組事例集～令和5年3月改訂版～」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00008.html

③「学校における働き方改革フォーラム（令和5年3月22日）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1422164_00003.htm

④「～公立学校の校長先生のための～やさしい！勤務時間管理講座」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/1414532.htm

⑤「業務支援員との協働の手引き（令和5年12月）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00009.html

⑥「東京都目黒区教育委員会における40分授業午前5時間制に関する取組について（※国立国会図書館ホームページへリンク）」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12298598/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenkyu/htm/02_resch/0203_tbl/1417476.htm

（2）政府広報オンライン

①「新しい時代の教育のために

『学校の働き方改革』が進められています！」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201904/2.html>

（3）独立行政法人教職員支援機構

①校内研修シリーズ No.155「時間予算ワークショップ」

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/155.html>

②校内研修シリーズ No.156「大まかな合意形成ワークショップ」

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/156.html>

中央教育審議会

「教育課程企画特別部会」委員

「質の高い教師の確保特別部会」臨時委員

先生の幸せ研究所 代表取締役 澤田真由美 氏

山梨県教育委員会 学校現場への文書半減プロジェクト（令和6年度の送付状況）

【1年間（令和6年4月1日～令和7年2月28日）の取り組み状況結果】

- ◆ 公立学校全体で、学校現場への送付が念頭に置かれている文書の半分以上を削減
- ◆ 文書発出する担当者の削減意識の浸透や、会議のたびに送付していた開催通知を統合する等の工夫により、削減が進行

県教委から学校への文書送付の状況（R6.4～R7.2の合計）

参考値：〈 〉は令和5年度1年間の結果

送 付

送付せず

全体

（小・中・県立）

48.4% (801件)
〈51.5% (990件)〉

51.6% (834件)
〈48.5% (932件)〉

32.3%(534件)
〈33.1% (637件)〉

19.3%(320件)
〈15.4% (295件)〉

小中学校

36.7% (263件)
〈41.8% (385件)〉

38.5% (276件)
〈35.2% (324件)〉

63.3% (354件)
〈58.2% (536件)〉

24.8% (178件)
〈23.0 (212件)〉

県立学校

57.8% (538件)
〈60.4% (605件)〉

27.7%(258件)
〈31.3% (313件)〉

42.2% (392件)
〈39.6% (396件)〉

14.4% (134件)
〈8.3% (83件)〉

【共有・対応の必要性が高く学校まで送付したもの】

- ・学校運営上、緊急性の高い又は変更を伴うもの
- ・児童生徒の健康安全に関するもの
- ・法定研修
- ・人事や職務、入試関係
- ・必須の会議や研修の開催通知
- ・学校現場でしが把握できない調査や報告など

【内容に応じて共有・活用
できるようにしたもの】

- ・毎年度、繰り返し周知されるもの
- ・利用の可能性のある参加・募集案内
- ・教科指導等の研修・研究会の案内

【共有の必要性が低く、一切送付しなかったもの】

- ・利用の可能性がほばない公募・研修等
- ・軽微なお知らせ
- 【市町村教委まで送付したもの(小中学校)】
- ・校長会等、他の機会でも周知可能なもの
- ・市町村教委で回答可能な調査

「山梨県の公立学校における働き方改革推進委員会」における審議の経過

令和6年

- 7月11日（木） 第1回 働き方改革推進委員会**
- ・ 取組方針に基づいた取組の進捗状況について
 - ・ 働き方改革についての国や県の状況について
 - ・ 次期取組方針策定の方向性について 他
- 7月18日（木） 第1回 働き方改革ワーキング会議**
- ・ 働き方改革に関する国・県の状況について
 - ・ 次期取組方針策定の方向性について
 - ・ 取組方針の検証について 他
- 9月10日（火） 第2回 働き方改革ワーキング会議**
- ・ 取組方針の検証結果について
 - ・ 教員の業務実態調査について
 - ・ 新たな取組についてのグループ討議 他

令和7年

- 1月 9日（木） 第3回 働き方改革ワーキング会議**
- ・ 教員の業務実態調査結果について
 - ・ 新取組方針骨子案について 他
- 1月14日（火） 第1回 部活動の負担軽減に係る検討ワーキング会議**
- ・ 部活動ガイドライン取組状況調査
及び部活動指導実態調査結果について
 - ・ 公立中学校における休日部活動の
地域クラブ活動への移行について 他
- 1月29日（水） 第2回 働き方改革推進委員会**
- ・ 教員の業務実態調査結果等について
 - ・ 新取組方針骨子案について 他
- 2月12日（水） 第4回 働き方改革ワーキング会議**
- ・ 給特法等の一部改正について
 - ・ 新取組方針の具体的な取組内容について 他
- 3月14日（金） 第3回 働き方改革推進委員会**
- ・ 新取組方針のとりまとめ 他

令和6年度 山梨県の公立学校における働き方改革推進委員会

委 員	職 名	氏 名
委員長	山梨県教育委員会教育次長	信田 恭央
委 員	市町村教育委員会連合会会長	窪田 新治
委 員	山梨県公立小中学校長会代表	田草川 耕
委 員	山梨県高等学校長協会代表	廣瀬 志保
委 員	山梨県公立小中学校教頭会代表	鶴田 心
委 員	山梨県高等学校教頭・副校長会代表	小宮山 隆
委 員	山梨県事務主幹・事務幹会議会長	南 恵美子
委 員	県PTA協議会会長（小中学校）	清水 好美
委 員	県高等学校PTA連合会会長（県立学校）	辻 宏幸
県教育委員会	教育長	降旗 友宏
県教育委員会	教育監	秋山 克也
県教育委員会	教育監	荻野 智夫
県教育委員会	副参事	矢崎 孝
事務局	総務課長	望月 勝一
事務局	福利給与課長	永井 研一
事務局	学校施設課長	功刀 美奈子
事務局	義務教育課長	小池 孝二
事務局	高校教育課長	渡邊 英裕
事務局	特別支援教育・児童生徒支援課長	玄間 修
事務局	生涯学習課長	古屋 明子
事務局	保健体育課長	花輪 孝徳
事務局	教育事務所長・副所長会代表	中村 英彦
事務局	総合教育センター所長	天野 信一
事務局	総務課教育企画室長	岩出 修司
事務局	総務課教育企画室働き方改革推進監	伊藤 宏紀
事務局	総務課教育企画室室長補佐	河野 敏三
事務局	総務課教育企画室主幹	佐野 淳一
事務局	総務課教育企画室主査	細倉 要太郎
オブザーバー	山梨県教職員組合	
オブザーバー	山梨県高等学校・障害児学校教職員組合	

令和6年度 働き方改革ワーキンググループ

委員及び事務局員

委 員	職 名	氏 名
委員長	総務課教育企画室室長	岩出 修司
委 員	福利給与課課長補佐	古屋 雅仁
委 員	福利給与課課長補佐	三神 恭子
委 員	義務教育課人事管理監	望月 俊孝
委 員	義務教育課課長補佐	小林 紀浩
委 員	義務教育課課長補佐	田邊 靖博
委 員	義務教育課副主幹・指導主事	岩下 城
委 員	高校教育課人事管理監	志村 光司
委 員	高校教育課課長補佐	三枝 和博
委 員	高校教育課副主幹・指導主事	鈴木 ひとみ
委 員	特別支援教育・児童生徒支援課課長補佐	桑畑 秀子
委 員	特別支援教育・児童生徒支援課課長補佐	深澤 和仁
委 員	生涯学習課課長補佐	久保寺 利仁
委 員	保健体育課課長補佐	平子 順一
委 員	保健体育課課長補佐	山本 晃司
委 員	保健体育課主幹・指導主事	窪田 弘樹
委 員	保健体育課主幹・指導主事	渡辺 健太郎
委 員	総合教育センター研修指導課長	藤原 千鶴
委 員	総合教育センター主幹・指導主事	岡 英幸
事務局	総務課教育企画室働き方改革推進監	伊藤 宏紀
事務局	総務課教育企画室室長補佐	河野 敏三
事務局	総務課教育企画室主幹	佐野 淳一
事務局	総務課教育企画室主査	細倉 要太郎
オブザーバー	山梨県教職員組合	
オブザーバー	山梨県高等学校・障害児学校教職員組合	

※委員及び事務局員は、山梨県教育委員会所属

令和6年度 部活動の負担軽減に係る検討ワーキンググループ

委員及び事務局員

委 員	職 名	氏 名
委員長	保健体育課長	花輪 孝徳
副委員長	保健体育課総括課長補佐	相川 喜代弘
委 員	総務課教育企画室 働き方改革推進監	伊藤 宏紀
委 員	総務課教育企画室室長補佐	河野 敏三
委 員	総務課教育企画室主幹	佐野 淳一
委 員	義務教育課課長補佐	田邊 靖博
委 員	高校教育課副主幹・指導主事	鈴木 ひとみ
委 員	特別支援教育・児童生徒支援課主幹・指導主事	田住 昌義
事務局	保健体育課課長補佐	平子 順一
事務局	保健体育課主幹・指導主事	窪田 弘樹
事務局	保健体育課主幹・指導主事	渡辺 健太郎

オブザーバー	山梨県教職員組合
オブザーバー	山梨県高等学校・障害児学校教職員組合
オブザーバー	山梨県小中学校体育連盟
オブザーバー	山梨県高等学校体育連盟
オブザーバー	山梨県高等学校野球連盟
オブザーバー	山梨県高等学校文化連盟

※委員及び事務局員は、山梨県教育委員会所属

山梨県公立学校

働き方

取組方針

改革

～働き方改革は全員が担当者

みんなのウェルビーイングの

実現のために～

山梨県教育委員会総務課教育企画室

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育委員会ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku/top.html>
